

○国土交通省告示第三百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川渡川水系横瀬川ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 高知県宿毛市山奈町山田字陰平山、字楠城山、字目弘ケ山、字トイケ谷、字下モタシロ、字マイノ上、字落合ノ瀧、字宮ノカウラ、字上ミタシロ、字ソトウラロ、字外ウラ、字京テン、字峠ノ谷、字明見ノ下、字小畠、字小畑、字妙見ノ下、字久保田、字カゲヒラ、字トイケ谷口、字イデカ谷山及び字ナルサン田山地内

2 使用の部分 高知県宿毛市山奈町山田字陰平山、字楠城山、字目弘ケ山、字トイケ谷、字宮ノカウラ及び字イデカ谷山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県宿毛市山奈町山田地内に施行する「一級河川渡川水系横瀬川ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川渡川水系横瀬川ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事

業は同条第2項に規定する指定区間に含まれていないことなどから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川渡川水系中筋川（以下「中筋川」という。）は、一級河川渡川水系四万十川（以下「四万十川」という。）の右支川で、その源を高知県宿毛市白皇山に発し、一級河川渡川水系横瀬川（以下「横瀬川」という。）等の他の支川を合わせながら宿毛市及び四万十市を東流し、四万十市実崎地先において四万十川に合流する幹川流路延長36.4km、流域面積145.6km²の河川である。

中筋川及び中筋川の支川（以下「中筋川等」という。）の流域は、高知県西南地域の拠点都市である宿毛市及び四万十市を擁し、沿川には工業団地のほか、一般国道56号や土佐くろしお鉄道等の基幹交通施設が存するなど、高知県西南地域の基盤をなしており、その流水は、水道用水やかんがい用水として広く利用されている。

しかし、中筋川等の流域は、全国でも有数の多雨地帯であり、多くの台風が襲来することなどから、古くから幾度も洪水被害が発生している。なかでも昭和50年8月の台風5号及び6号においては、中筋川の支川である磯ノ川川の堤防が破堤するなど、全壊・流出家屋8戸、半壊家屋37戸、床上浸水家屋429戸、床下浸水家屋141戸等の甚大な被害をもたらした。近年においても、平成16年10月、平成17年9月及び平成26年6月とたびたび床上浸水や国道冠水等の洪水被害が発生している。

このように中筋川等の流域では幾度も洪水被害が発生している一方、度重なる渇水被害にも悩まされており、近年では、平成10年9月、平成21年9月、平成23年4月、平成24年5月及び平成25年8月と頻繁に渇水に見舞われ、かんがいや河川環境維持のための水量を安定的に確保できない状況となっている。

さらに、四万十市の西部統合簡易水道事業の給水区域内の8地区（四万十市横瀬、九樹、上ノ土居、江ノ村、間、森沢、有岡及び磯ノ川）の水道用水は、地下水を水源としているが、中筋川が渇水に見舞われた際には水源の水位が低下することにより断水が発生する一方、中筋川が増水した際には水源の水が濁るなど、水量及び水質の両面で問題を抱えており、水道用水の供給が安定していない状況にある。

これらの状況に対処するため、中筋川を含む渡川水系の治水対策については、平成21年2月に策定された「渡川水系河川整備基本方針」及び平成13年12月に策定された「渡川水系中筋川河川整備計画」（以下「整備計画」という。）を踏まえ作成された、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に基づく「横瀬川ダムの建設に関する基本計画」（以下「ダム基本計画」という。）において、年超過確率1/100年規模の洪水を対象として、横瀬川ダムの建設により、横瀬川ダム建設地点で、流入量210m³/秒のうち140m³/秒を調節することとし、そのために必要な容量として3,800,000m³を確保することとしている。

また、整備計画においては、中筋川における既得水利権者の安定的な取水や動植物の生息・生育環境の保全等のための流水の正常な機能を渇水時においても維持するため、10年に1回程度発生し得る規模の渇水に対応することを目標として、基準地点磯ノ川において、かんがい期にあつては概ね $1.15\text{m}^3/\text{秒}$ 、非かんがい期にあつては概ね $0.70\text{m}^3/\text{秒}$ の流量を確保することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画において、必要な容量として $2,980,000\text{m}^3$ を確保することとしている。

さらに、新たな水源の確保が求められている四万十市の水道水源対策としては、四万十市が西部統合簡易水道事業における将来の1日最大給水量を水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）等に沿って予測した結果、最大となる平成31年度の1日最大給水量が 800m^3 とされたことを踏まえ、ダム基本計画において、必要な容量として $220,000\text{m}^3$ を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、中筋川等の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムを横瀬川に建設するものである。本件事業の完成により、中筋川ダムと相まって、洪水時の流量を低減させ、それにより基準地点磯ノ川で、整備計画で目標としている年超過確率約 $1/50$ 規模の洪水であっても安全に流下させることが可能となることから、中筋川等の流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度発生し得る渇水においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、さらに、四万十市の水道用水の需要水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の保護、河川環境の保全、かんがい用水及び四万十市の水道用水の安定的な確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は平成21年2月に、同法等に準じて任意で環境影響調査を実施している。その結果によると、工事实施に伴う騒音や濁水の発生、供用後の貯水池の温水化等による水温変化が予測されるものの、工事用車両の走行速度の規制、沈砂池の設置並びに選択取水設備の設置及び運用により、環境への影響が回避・軽減されると予測されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ及びヤイロチョウ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ、トノサマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省

レッドリストに絶滅危惧 I A類として掲載されているマメダオン、絶滅危惧 I B類として掲載されているキエビネ及びカンランその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。

主な保全措置としては、オオタカ及びヤイロチョウについては、周辺に同様の生息環境が広く残されるものの、つがいの分布域が移動する可能性があることなどから、起業者はモニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。アカハライモリ及びトノサマガエルについては、生息環境が影響を受けるとされていることから、起業者は湿地環境を整備し、個体を移植することとしている。キエビネ及びカンランについては、工事による改変により、生育地点または生育個体が消失することから、改変等の影響がない区域に移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合には、起業者は、高知県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、中筋川等の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び水道用水の確保を目的として、堤高72.1m、総貯水容量7,300,000m³の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要とする水量を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、中筋川、横瀬川等の上流域のうち、集水面積、地形、地質で優れる横瀬川流域において、ダム堤頂長を短くするため十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件として検討を行った結果、申請案のほか、申請案の約300m下流に建設する案、申請案の約1,000m下流に建設する案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も少ないこと、堤頂長を短く、かつ堤体積を小さく抑えられ、ダムサイト直上流に開けた地形があるために、貯水効率が最も良いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認

められる。

また、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、実現可能な7つの案についての検討を行い、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案したところ、申請案は、道路延長は劣るが、施工性に問題は無く、事業費は最も廉価であることなどから、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、中筋川等の流域では幾度も洪水被害が発生していること、度重なる渇水被害に見舞われ、かんがい用水の補給や動植物の生息・生育環境などの河川環境に大きな影響を及ぼしていること、四万十市に水量、水質ともに安定的な水道用水の供給を図る必要があることなどから、洪水調節を行うことによる洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持及び安定的な水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、四万十市長を会長とする横瀬川ダム建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県宿毛市役所